

○揖斐川町公式ホームページバナー広告掲載要領

平成22年 3 月 25 日

告示第32号

改正 平成24年 5 月 9 日 告示第50号

平成27年 8 月 10 日 告示第56号

令和元年 6 月 10 日 告示第58号

令和 4 年 4 月 1 日 告示第53号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、揖斐川町広告掲載要綱（平成22年揖斐川町告示第31号。以下「要綱」という。）第 5 条に基づき、町が管理する揖斐川町公式ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集方法)

第 2 条 広告の募集は、町ホームページから行うものとする。

2 募集する広告の掲載ページは、町ホームページの行政情報のトップページとし、募集枠は10とする。

3 掲載期間は、1 か月単位とする。

4 広告掲載枠に空きが生じた場合等の広告掲載の募集は、必要に応じて町ホームページにて行うものとする。

5 広告は、1 企業又は 1 個人につき 1 枠とする。

(広告掲載の順序)

第 3 条 広告掲載の順序は、申請書の受付順とする。ただし、要綱第 6 条に基づき町長が掲載しないと決定したときは、次順の申請者の広告を繰上掲載するものとする。

(広告掲載の申込手続及び選定方法)

第 4 条 広告掲載を希望する者は、揖斐川町ホームページバナー広告掲載申請書（様式第 1 号）に次に掲げるものを添えて町長に提出するものとする。

(1) 掲載しようとする原稿

(2) 原稿の入った記録メディア

(3) 次に掲げる区分に応じた市町村税（特別区民税を含む。）完納証明書（申込みの日 3 月以内に発行されたものに限る。）

ア 揖斐川町に納税がある場合 町が発行するもの

イ 揖斐川町に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、要綱第10条に基づく揖斐川町広告審査会（以下「広告審査会」という。）に諮り、その可否を決定する。なお、軽易な要綱、要領等に違反していると認められる場合は、修正を条件に掲載を許可できるものとする。

3 町長は、可否の結果を揖斐川町ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、掲載しないと町長が決定したときの原稿、記録メディアは、返却しないものとする。

（広告の規格、掲載位置）

第5条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は次のとおりとする。

（1） サイズ 縦64ピクセル×横180ピクセル

（2） データ容量 15KB以下

（3） 画像形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG形式

（4） 前3号に掲げるもののほか、揖斐川町公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン（平成22年揖斐川町告示第33号）に適合したもの

2 広告の掲載位置については、町長が定める公平な方法で決定する。

（広告掲載料金）

第6条 掲載料金は、1枠につき月額2,000円に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

（広告掲載料金の納付）

第7条 広告掲載料金は、前納を原則とし、広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに町が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

（広告掲載の取消し等）

第8条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請が行われたとき。

（2） 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付されなかったとき。

(3) 町長が指定する期日までに広告原稿等が提出されなかったとき。

(4) その他町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告掲載の変更及び廃止)

第9条 広告主は、月を単位として、広告内容、リンクの変更を行うことができる。

この場合には、揖斐川町ホームページバナー広告掲載（変更・廃止）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、第4条第2項及び第3項を適用するものとする。

3 廃止は原則認めないが、広告主の理由等を鑑み決定するものとする。この場合、第1項の申請書を町長に提出するものとする。

(広告料掲載料金の還付)

第10条 広告掲載の決定後又は開始前において、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、既納の広告掲載料金を返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告掲載期間中に、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなくなったときは、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告掲載料金を返還する。

3 広告掲載期間中、次に掲げる理由により町ホームページ運営を一次停止した場合の広告掲載料金は、返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(その他)

第11条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月9日告示第50号）

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月10日告示第56号）

この告示は、公表の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則（令和元年6月10日告示第58号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第53号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

揖斐川町長 様

所在地
名 称
代表者職氏名

揖斐川町ホームページバナー広告掲載申請書

次のとおり揖斐川町ホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 原 稿	別添のとおり(印刷物及びデータ)	
リンク先のURL	http://	
掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 (ヶ月)	
担 当 者 氏 名		
連絡先	T E L	
	F A X	
	E-MAIL	

※注意事項

- 1 申請期間は1か月単位とします。
- 2 掲載期間中において、広告主の責により掲載を中止した場合は、残りの広告掲載料は返還しません。

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長 印

揖斐川町ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日付で申請のありました、揖斐川町ホームページへのバナー広告の掲載につきましては、次のとおり掲載することを決定しましたので、揖斐川町公式ホームページバナー広告掲載要領第4条第3項の規定により通知します。

つきましては、次の手続きをお願いします。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月 から 年 月 (ヶ月)
広 告 掲 載 料 金	円
納 入 期 限	年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。
そ の 他	

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

揖斐川町長 様

所在地
名 称
代表者職氏名

揖斐川町ホームページバナー広告掲載(変更・廃止)申請書

年 月 日付で決定されました、揖斐川町ホームページへのバナー広告につきましては、

次のように変更したいので

次の理由により廃止したいので

揖斐川町公式ホームページバナー広告掲載要領第9条第1項の規定により申請します。

記

決定通知年月日		年 月 日 第 号
広 告 の 期 間		年 月から 年 月 (ヶ月)
変更内容	前	
	後	
変 更 廃 止 年月日		
変更及び廃止の理由		

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）